

亀山市告示第52号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成31年度の固定資産税に係る土地又は家屋における土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり亀山市内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

1 縦覧場所

亀山市本丸町577番地 亀山市総合政策部税務課

2 縦覧期間及び時間

平成31年4月1日から同年5月7日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日を除く。